

佐賀県規則第72号

佐賀県防災航空センター設置規則

(設置)

第1条 航空消防活動に関する事務を分掌させるため、佐賀市に佐賀県防災航空センター（以下「センター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 センターに防災航空隊を置く。

(所掌事務)

第3条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 職員の服務に関する事。
- (3) 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。
- (4) 航空消防活動に関する事。
- (5) 消防防災ヘリコプターの運航に関する事。

(職制)

第4条 センターに所長、運航安全管理監及び副所長を、防災航空隊に隊長及び副隊長を置く。

2 センターに係長を置くことができる。

(職務)

第5条 所長は、知事の命を受けて、センター及び消防防災ヘリコプターの運航の管理に関する事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 運航安全管理監は、上司の命を受けて、運航安全管理及び航空運用調整に関する事務を掌理する。

3 副所長は、所長を補佐し、センターの事務を整理する。

4 隊長は、航空消防活動の指揮者となり、上司の命を受けて、防災航空隊の活動に関する事務を掌理する。

5 係長は、上司の命を受けて、センターの分掌事務の一部を処理する。

6 副隊長は、隊長を補佐するとともに、上司の命を受けて、防災航空隊の活動に関する事務を処理する。

(職務の代行)

第6条 所長が不在のときは、副所長が所長の職務（第3項に規定する事務を除く。）を、隊長が不在のときは、所長があらかじめ指名する副隊長が隊長の職務を代行する。

2 前項の規定により代行した事項について、必要があると認められるものは、速やかに所長又は隊長の後閲を受けなければならない。

3 次条第1項第10号に掲げる事項について、所長が不在のときは、危機管理防災課消防保安室長がその職務を代行する。

4 前項の規定により代行した事項について、必要があると認められるものは、速やかに所長に処理経過を報告しなければならない。
(所長の専決事項)

第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

- (1) 職員の事務分掌に関すること。
- (2) 職員の旅行又は時間外勤務を命令すること。
- (3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き3日以内の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。
- (4) 職員の週休日の振替に関すること。
- (5) 職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。
- (6) 職員の休日の代休日の指定に関すること。
- (7) 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。
- (8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。
- (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。
- (10) 第3条第4号及び第5号に掲げる事務に関し、知事があらかじめ指定した事項に関すること。
- (11) その他軽易な事項に関すること。

2 副所長及び係長は、所長が専決することができる事務（前項第10号に掲げる事項を除く。）のうち、所長が定めるものを専決することができる。

3 所長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。